

労働安全衛生法に基づく新たな化学物質規制について

令和5年4月

厚生労働省労働基準局安全衛生部

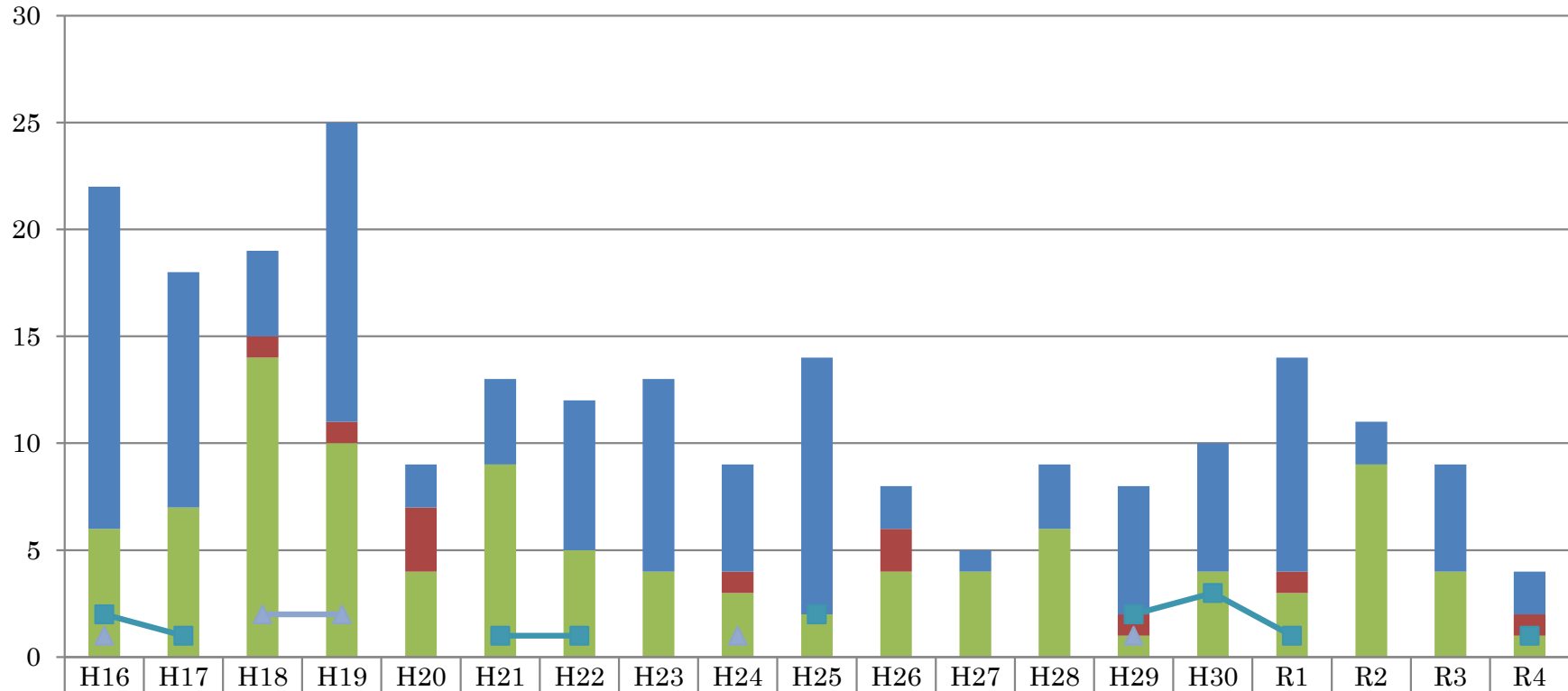
1

1 労働災害の現状



化学工業における労働災害の推移

①危険物等による爆発・火災災害

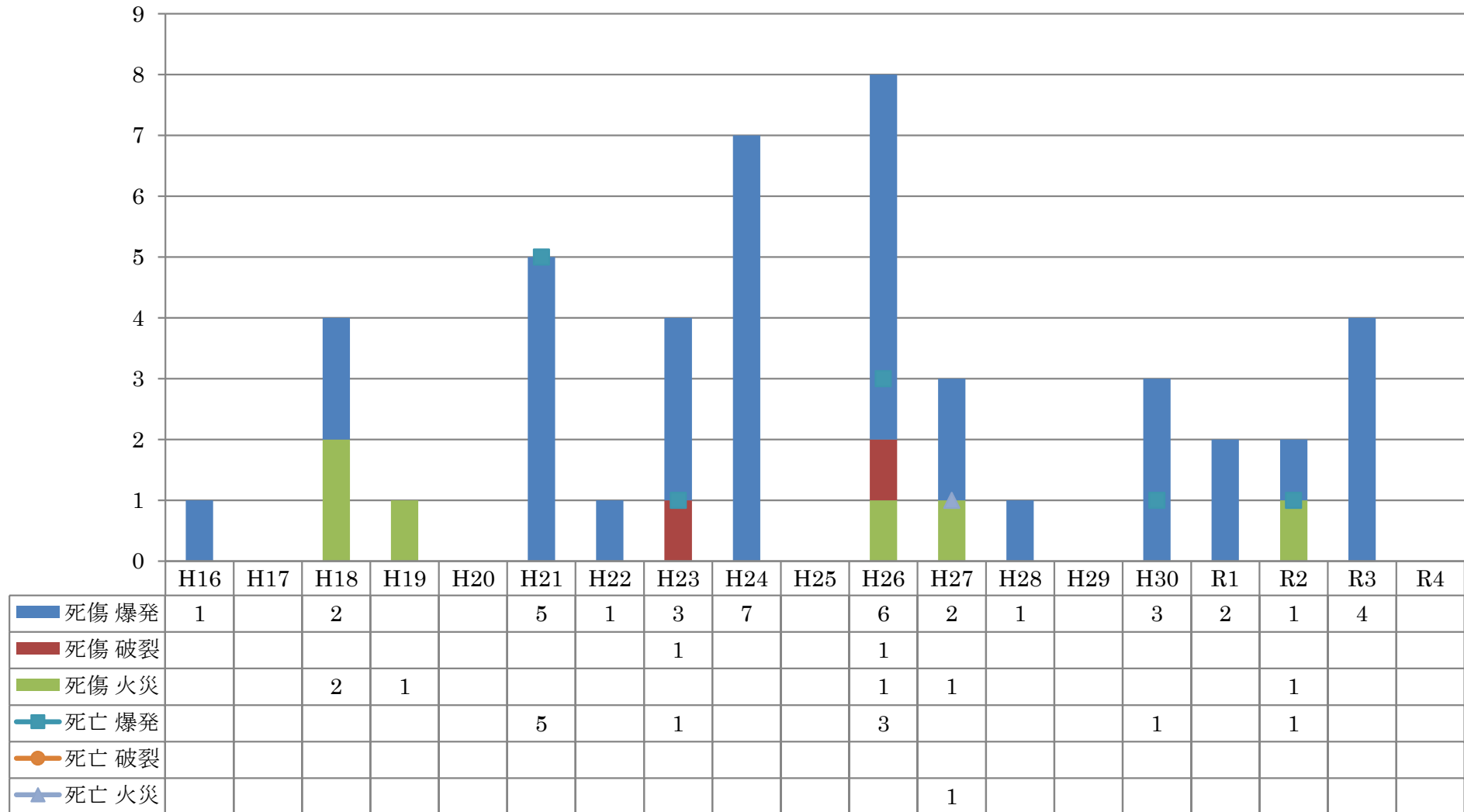


	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4
■ 死傷 爆発	16	11	4	14	2	4	7	9	5	12	2	1	3	6	6	10	2	5	2
■ 死傷 破裂			1	1	3				1		2			1		1			1
■ 死傷 火災	6	7	14	10	4	9	5	4	3	2	4	4	6	1	4	3	9	4	1
■ 死亡 爆発	2	1				1	1			2				2	3	1			1
■ 死亡 破裂																			
■ 死亡 火災	1		2	2					1					1					

注 死亡者数は死傷者数の内数

化学工業における労働災害の推移

②化学設備による爆発・火災災害



注 死亡者数は死傷者数の内数

2 労働安全衛生法に基づく新たな 化学物質管理規制について

1 職場における化学物質管理の課題① 労働災害の発生状況

- 化学物質による休業4日以上の労働災害のうち、特定化学物質障害予防規則等の**規制対象外の物質による労働災害が約8割**。
- 特定化学物質障害予防規則等に追加されるとその物質の使用をやめ、危険性・有害性を十分に確認、評価せずに規制対象外の物質に変更し、その結果、十分な対策が取られずに労働災害が発生。

	件数 (平成30年)	障害内容別の件数(重複あり)		
		中毒等	眼障害	皮膚障害
特別規則対象物質	77 (18.5%)	38 (42.2%)	18 (20.0%)	34 (37.8%)
特別規則以外のSDS 交付義務対象物質	114 (27.4%)	15 (11.5%)	40 (30.8%)	75 (57.7%)
SDS交付義務対象 外物質	63 (15.1%)	5 (7.5%)	27 (40.3%)	35 (52.2%)
物質名が特定できて いないもの	162 (38.9%)	10 (5.8%)	46 (26.7%)	116 (67.4%)
合計	416	68 (14.8%)	131 (28.5%)	260 (56.6%)

1 職場における化学物質管理の課題② 中小企業における状況

企業規模が小さいほど、法令の遵守状況が不十分な傾向にあり、労働者の有害作業やラベル、SDSに対する理解が低い。

企業規模	特殊健康診断 (実施率)		作業環境測定 (実施率)		リスク アセス メント (実施率)
	有機溶剤	特定化学 物質	有機溶剤	特定化学 物質	
5,000人以上	62.5%	84.8%	97.7%	97.3%	59.6%
1,000～ 4,999人	37.0%	68.4%	95.8%	96.9%	62.5%
300～ 999人	49.6%	75.7%	95.6%	96.5%	53.6%
100～ 299人	63.5%	67.8%	90.4%	94.6%	40.8%
50～99人	65.5%	71.5%	84.3%	96.2%	52.4%
30～49人	52.1%	41.3%	74.7%	70.1%	30.1%
10～29人	52.2%	52.2%	63.3%	75.7%	29.4%

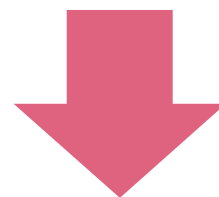
企業規模	有害業務 に従事し ている認 識がある 割合	有害業務 に関する 教育又は 説明を受 けた経験 がある割 合	SDSが どのよう なものか を知って いる割合	ラベルが どのよう なものか を知って いる割合
5,000人以上	73.4%	66.2%	76.7%	61.7%
1,000～ 4,999人	72.1%	59.7%	74.2%	58.3%
300～ 999人	74.4%	48.4%	65.7%	51.2%
100～ 299人	71.3%	55.9%	48.9%	41.1%
50～99人	56.4%	50.1%	39.8%	34.1%
30～49人	59.7%	40.5%	32.8%	28.3%
10～29人	52.5%	37.7%	35.6%	26.5%

※出典：平成30年労働安全衛生調査（実態調査）、平成26年労働環境調査

2 改正の全体像①

「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」（令和3年7月19日公表）において、化学物質による労働災害を防止するために必要な規制のあり方が提示されたことを受け、当該報告書において見直すこととされた労働安全衛生法施行令（以下「安衛令」という。）及び労働安全衛生規則（以下「安衛則」という。）等における規定について、見直しを行うもの。

（限られた数の）特定の化学物質に対して
（特別則で）個別具体的な規制を行う方式



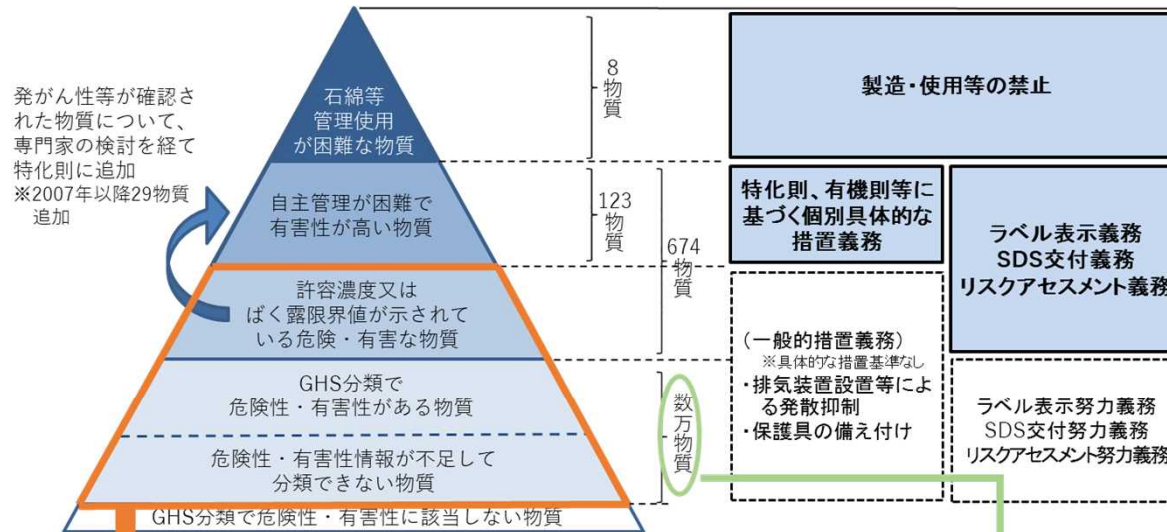
特別則で**未規制の物質**を主眼として

危険性・有害性が確認された全ての物質を対象として、以下を事業者を求める

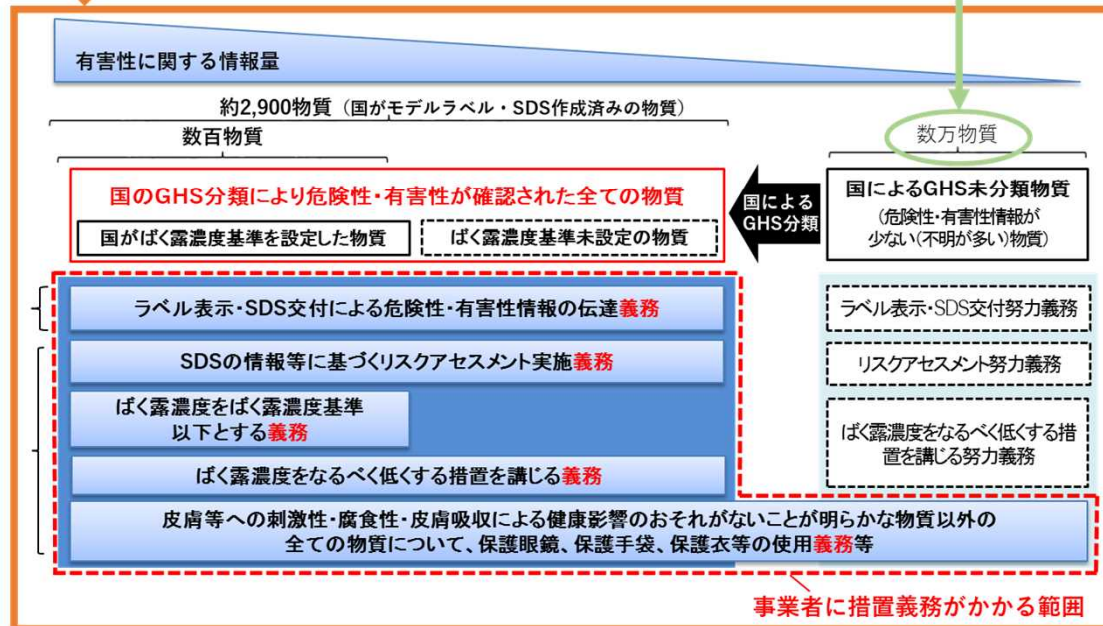
- **ばく露を最小限**とすること
（危険性・有害性が確認されていない物質については、努力義務）
- 国が定める濃度基準がある物質は、**ばく露が濃度基準を下回る**こと
- 達成等のための手段については、リスクアセスメントの結果に基づき、**事業者が適切に選択**すること

2 改正の全体像②

<現在の化学物質規制の仕組み（特化則等による個別具体的規制を中心とする規制）>



<見直し後の化学物質規制の仕組み（自律的な管理を基軸とする規制）>



2 改正の全体像③

事業者における新たな化学物質管理を実効のあるものとするための総合的な化学物質規制の見直し

1. 化学物質管理体系の見直し

- 名称等の表示・通知をしなければならない化学物質の追加
- リスクアセスメント対象物に係る事業者の義務の強化
- 皮膚等障害化学物質への直接接触の防止 等

2. 化学物質の自律的な管理のための実施体制の確立

- 化学物質管理者、保護具着用管理責任者の選任の義務化
- 雇入れ時等教育の拡充等、教育の強化

3. 化学物質の危険性・有害性に関する情報の伝達の強化

- SDS等による通知方法の柔軟化、「人体に及ぼす作用」の定期確認及び更新、SDS等による通知事項の追加及び含有量表示の適正化
- 化学物質を事業場内で別容器等で保管する際の措置の強化
- 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

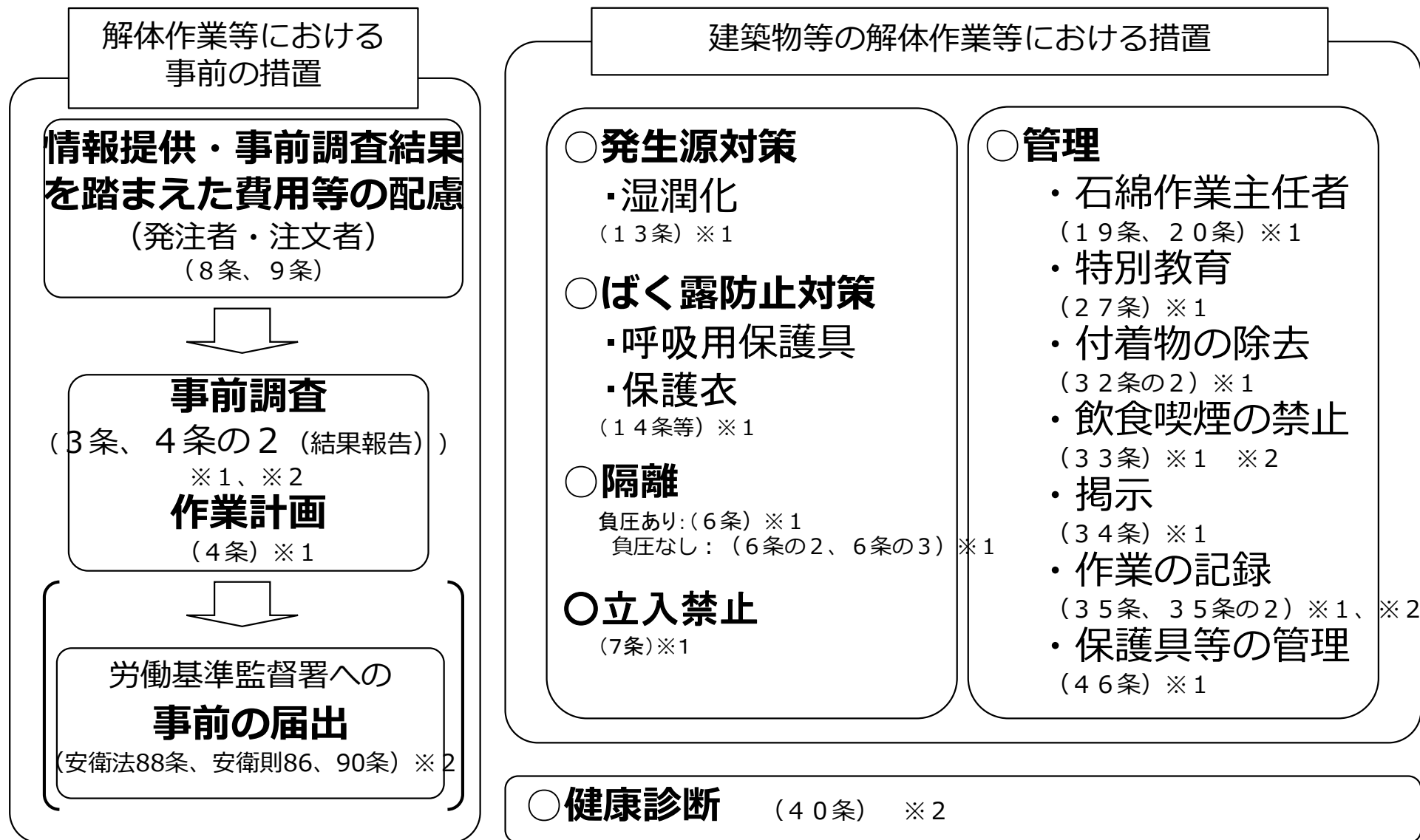
4. 化学物質管理水準に応じた、規制の緩和化及び強化

- 化学物質管理の水準が一定以上の事業場の個別規制の適用除外、ばく露の程度が低い場合における健康診断の実施頻度の緩和
- 作業環境測定結果が第三管理区分の事業場に対する措置の強化

3

3 工作物の解体等工事前の石綿事前調査 を行う者の要件の新設等

石綿障害予防規則の概要（建築物等の解体・改修作業）



罰則について： ※1 6月以下の懲役又は50万円以下の罰金 ※2 50万円以下の罰金

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件の新設等

事前調査を行う者の要件の新設 (省令改正事項)

- 建築物、船舶に対する石綿事前調査に加え、工作物に関する石綿事前調査についても、石綿を含有するおそれの高い工作物等の解体・改修工事を開始する前の石綿使用の有無に関する調査（以下「事前調査」）を行う者は、一定の講習を修了した者又はそれと同等以上の知識・経験を有する者※¹でなければならないこととする。

※1 厚生労働大臣が定める者として、別途告示で定める予定

- 工作物の事前調査者の資格要件を設ける対象としては、

① **特定工作物※²の解体等の作業**

② 特定工作物以外の工作物の解体等の作業のうち、石綿にばく露するおそれが比較的高い作業（塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料※³の除去等の作業）

とする。

※2 令和2年厚生労働省告示第278号に掲げる工作物（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）

※3 塗料、モルタル、コンクリート補修剤（シーリング材、パテ、接着剤）

- 資格者による事前調査が義務付けられる施行日までに必要な人数の調査者の養成育成が可能となるよう、速やかに法令を公布するとともに、公布後少なくとも2年から2年半程度の準備期間を確保する。

工作物の解体等工事前の事前調査を行う者の要件

区分	対象工作物	事前調査の資格
<p>特定工作物告示（令和2年厚生労働省告示第278号）に掲げる工作物</p> <p>（石綿使用のおそれが高いものとして厚生労働大臣が定めるものであり、事前調査結果の報告対象となる工作物）</p>	<p>【建築物とは構造や石綿含有材料が異なり、調査にあたり当該工作物に係る知識を必要とする工作物】</p> <ul style="list-style-type: none"> ○炉設備（反応槽、加熱炉、ボイラー・圧力容器、焼却設備） ○電気設備（発電設備、配電設備、変電設備、送電設備） ○配管及び貯蔵設備（炉設備等と連結して使用される高圧配管、下水管、農業用パイプライン及び貯蔵設備）※上水道管は除く <p>【注】 建築設備（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等）に該当するものは工作物ではなく、建築物の一部。</p> <p>【建築物一体設備等】</p> <p>煙突、トンネルの天井板、プラットホームの上家、遮音壁、軽量盛り土保護パネル、鉄道の駅の地下式構造部分の壁及び天井板（建築物（建屋）に付属している土木構造物）、観光用エレベーターの昇降路の囲い（建築物に該当するものを除く。）※1</p> <p>【注】 建築設備系配管（建築物に設けるガス若しくは電気の供給、給水、排水、換気、暖房、冷房、排煙又は汚水処理の設備等の建築設備の配管）は建築物の一部</p> <p>※1 新たに特定工作物として指定予定</p>	<p>新設する工作物石綿事前調査者（仮称）</p> <p>新設する工作物石綿事前調査者（仮称）、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>
<p>その他の工作物</p>	<p>【上記以外の工作物】</p> <p>建築物以外のものであって、土地、建築物又は工作物に設置されているもの又は設置されていたもののうち、上欄以外のもの。</p> <p>（エレベーター、エスカレーター、コンクリート擁壁、電柱、公園遊具、鳥居、仮設構造物（作業用足場等）、遊戯施設（遊園地の観覧車等）等）</p> <p>【注】 資格を設けない場合でも、適切に調査を実施できるよう、様式やチェックリストを作成する。</p>	<p>塗料その他の石綿等が使用されているおそれのある材料の除去等の作業※2に係る事前調査については、新設する工作物石綿事前調査者（仮称）、一般建築物石綿含有建材調査者又は特定建築物石綿含有建材調査者</p>

※2 塗料の剥離、補修されたコンクリートやモルタルを使用した基礎の解体等を行う場合

4

4 参考

石油コンビナート等における労働災害

防止対策の推進

化学プラント等の安全に関連する法令・主要指針・行政通達等

年月・番号	名称
平成 8年 6月10日 基発第364号	化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン
平成12年 3月21日 基発第149号	化学プラントにかかるセーフティ・アセスメントに関する指針
平成17年11月 2日 平成17年法律第108号	労働安全衛生法の改正（平成18年4月1日施行） 第28条の2 危険性又は有害性等の調査等の努力義務化 第30条の2 製造業等の元方事業者等の講ずべき措置 第31条の2 化学設備の清掃等の作業の注文者による文書等の交付の義務付け
平成18年 3月10日 厚生労働省告示第113号	労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針（法改正に伴う改正）
平成18年 3月10日 指針公示第 1号	危険性又は有害性等の調査等に関する指針
平成18年 3月30日 指針公示第 2号	化学物質等による危険性又は有害性等の調査等に関する指針
平成20年 2月28日 基発第0228001号	改正 化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン
平成24年 3月16日 厚生労働省告示第133号	化学物質等の危険性又は有害性等の表示または通知等の促進に関する指針
平成24年 1月27日 厚生労働省令第9号	労働安全衛生規則の改正（平成24年4月1日施行） 危険有害化学物質等に関する危険性又は有害性等の表示等【ラベル表示】
平成25年 4月26日 基発0426第2号	化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について
平成26年 5月16日 基発0516第1号	石油コンビナート等における災害防止対策の推進について（要請）
平成26年 6月25日 平成26年法律第82号	労働安全衛生法の改正（平成28年6月1日施行） 表示対象物及び通知対象物についてリスクアセスメントの義務化
令和 4年 2月24日 令和4年政令第51号	労働安全衛生施行令の改正（令和5年4月1日施行） 注文者が必要な措置を講じなければならない設備の範囲の拡大

事業者に取り組を促すべき事項

- 安衛則 爆発火災の防止
- **化学プラントにかかるセーフティ・アセスメント**
 - 化学プラントの新設、変更等の際の安全性の事前評価手法
 - 関係資料の収集作成、定性的評価、定量的評価、プロセス安全性評価、安全対策の確認等の5段階
- **化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン**
 - 保全作業、トラブル対処作業、移行作業、試行作業などの非定常作業における対策
 - 危険性または有害性等の調査（リスクアセスメント）
 - 爆発、火災および破裂（引火性液体、可燃性ガスの漏えい防止、検知、防爆など
 - 高温物等との接触
 - 有害物等との接触（漏えい防止、有害ガス濃度測定、早期マスクなど保護具
 - はさまれ、巻き込まれ
 - 墜落、転落
 - 安全衛生管理体制の確立
 - 作業計画書の作成、作業の実施
 - 緊急事態対応、安全衛生教育

事業者に取り組を促すべき事項（続き）

- **化学プラントの爆発火災災害防止のための変更管理の徹底等について**
 - 異常反応の発生に際し適切な反応制御ができなかったことを教訓
 - 化学プラントの変更時等のリスクアセスメントの実施
 - 物質を新規に採用、作業方法を変更、災害が発生、労働者の入れ替わりなどの際に実施
 - 化学プラントの設計・設置段階で実施したR Aと措置について、前提とした反応等に係る条件や、講じたりリスク低減措置の適用範囲を確認
 - 「化学設備の非定常作業における安全衛生対策のためのガイドライン」も踏まえ、非定常作業時も想定
 - 化学プラントを通常運転する部門と、設計・建設・保守点検を実施する部門とが異なる場合、設計、建設段階において実施したR Aの結果や、保守点検における補修の内容等、必要な情報を確実に伝達する体制を確立
 - 実施体制の整備等による現場力の維持・向上
 - 「セーフティ・アセスメント指針」に基づく事項に留意の上、人員の適正配置、教育訓練、非定常作業における対応マニュアルの策定及び関係者への周知徹底を実施

都道府県労働局の取組

(平成26年基発0516第3号「石油コンビナート等における災害防止対策の推進について」)

1. 石油コンビナート等災害防止法の特定事業所に該当する事業場等を対象とする集団指導又は個別指導を行う際には、事業者が取り組むべき事項について指導する。
2. 地方（国の出先機関、都道府県等）も含めた関係機関の連携強化策を踏まえ、以下の取組を促進するよう努める。
 - (1) 石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）が設置されている都道府県においては、報告書の4. ④の機能強化を含め、**関係機関間の連絡調整、防災訓練の実施、防災計画の策定等の防災本部の取組に対し、積極的に参画・協力する。**
 - (2) **県、市、消防機関等の関係機関と、平時及び事故発生時のより一層の連携強化を図ること。**連携の例としては、事故が発生した場合に、**合同で現場調査を行う、事故情報等を共有する**など調査の円滑化を図るほか、同種災害防止のため、**関係業界団体あて共同で要請することや、指導やパトロールを合同で実施すること**などが考えられること。
 - (3) 事業者が**事故調査委員会**を設置した場合には、その**調査結果を入手し、自らの事故調査及び再発防止指導の参考とする**とともに、事故調査及び再発指導における関係機関との連携への活用を図ること。